

第二次千葉県再犯防止推進計画の策定について

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

健康福祉指導課

第二次千葉県再犯防止推進計画の概要（案）

1 策定の経緯

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和 4 年 1 月に「千葉県再犯防止推進計画」を策定した。

同計画が、令和 7 年度末をもって期間満了となることから、これまでの取り組みを振り返るなかで明らかとなった今後力を入れて取り組むべき事項等を踏まえるとともに、国の第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月策定）を勘案し策定する。

2 計画の目標

国、県、市町村、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施するとともに、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穩を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」を実現することを目標とする。

3 具体的な取組《重点課題（施策）》

第一次計画での取組を引き継ぐとともに、国の第二次計画の変更部分を反映する。

第一次計画	第二次計画（案）
1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備 『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』	1 社会復帰に向けた包括的支援体制の整備 『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』
2 個別課題の解決に向けた重点課題 県・市町村、国、民間団体の連携強化 社会における居場所の確保 保健医療・福祉サービスの利用の促進 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 民間協力者の活動の推進、広報啓発活動の推進	2 個別課題の解決に向けた重点課題 <u>地域による包摂の推進（ ）</u> 社会における居場所の確保 保健医療・福祉サービスの利用の促進 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施 民間協力者の活動の推進、広報啓発活動の推進

（ ）国の第二次再犯防止推進計画での変更を踏まえ修正

4 計画期間

令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間

5 計画の推進体制と進捗管理

学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成員とする「千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、関係者間の情報共有を通じて関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進める。

また、同協議会において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、その中で明らかとなる課題等について、関係機関・団体と連携を図りながら、必要な施策や対応を検討し取り組んでいく。

策定スケジュール

- ・ 令和 7 年 7 月 令和 7 年度第 1 回千葉県再犯防止推進連絡協議会
(第二次計画策定の方向性及び骨子案の検討)
- ・ 令和 7 年 1 0 月 社会福祉審議会
(第二次千葉県再犯防止推進計画の策定について報告)
令和 7 年度第 2 回千葉県再犯防止推進連絡協議会
(計画案の作成・検討)
- ・ 令和 7 年 1 2 月 令和 7 年度第 3 回千葉県再犯防止推進連絡協議会
(計画案の決定)
- ・ 令和 8 年 1 月 パブリックコメント実施
- ・ 令和 8 年 3 月 策定・公表

【参考】

《国の再犯防止推進計画における重点課題》

第一次計画（平成 2 9 年 1 2 月策定）	第二次計画（令和 5 年 3 月策定）
就労・住居の確保等 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 学校等と連携した修学支援の実施等 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 民間協力者の活動の推進、 広報・啓発活動の推進 地方公共団体との連携強化 関係機関の人的・物的体制の整備	就労・住居の確保等 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 学校等と連携した修学支援の実施等 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 民間協力者の活動の推進 地域による包摂の推進 再犯防止に向けた基盤の整備等